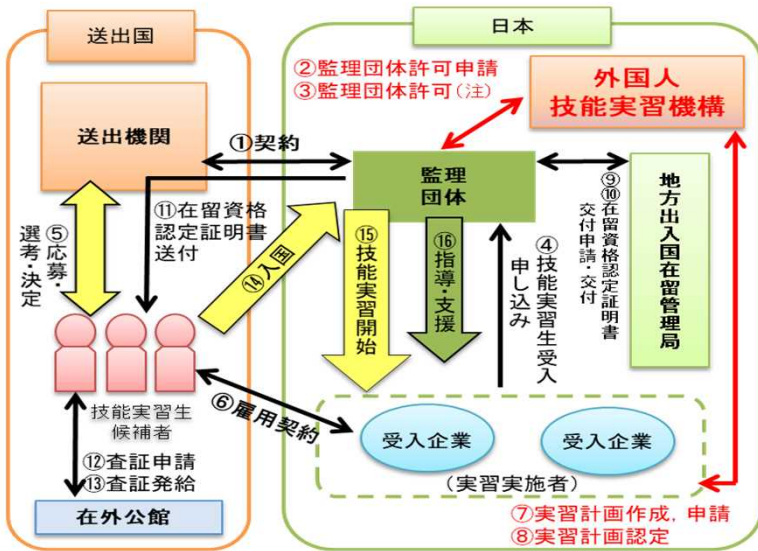


# 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。  
※令和4年末時点

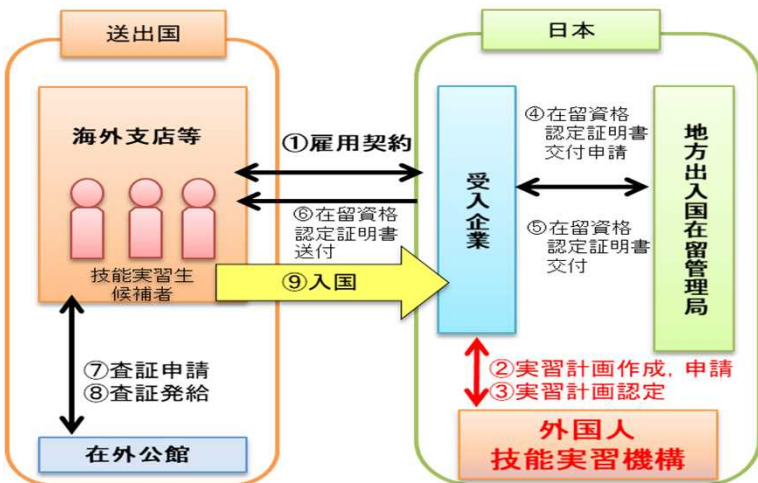
## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

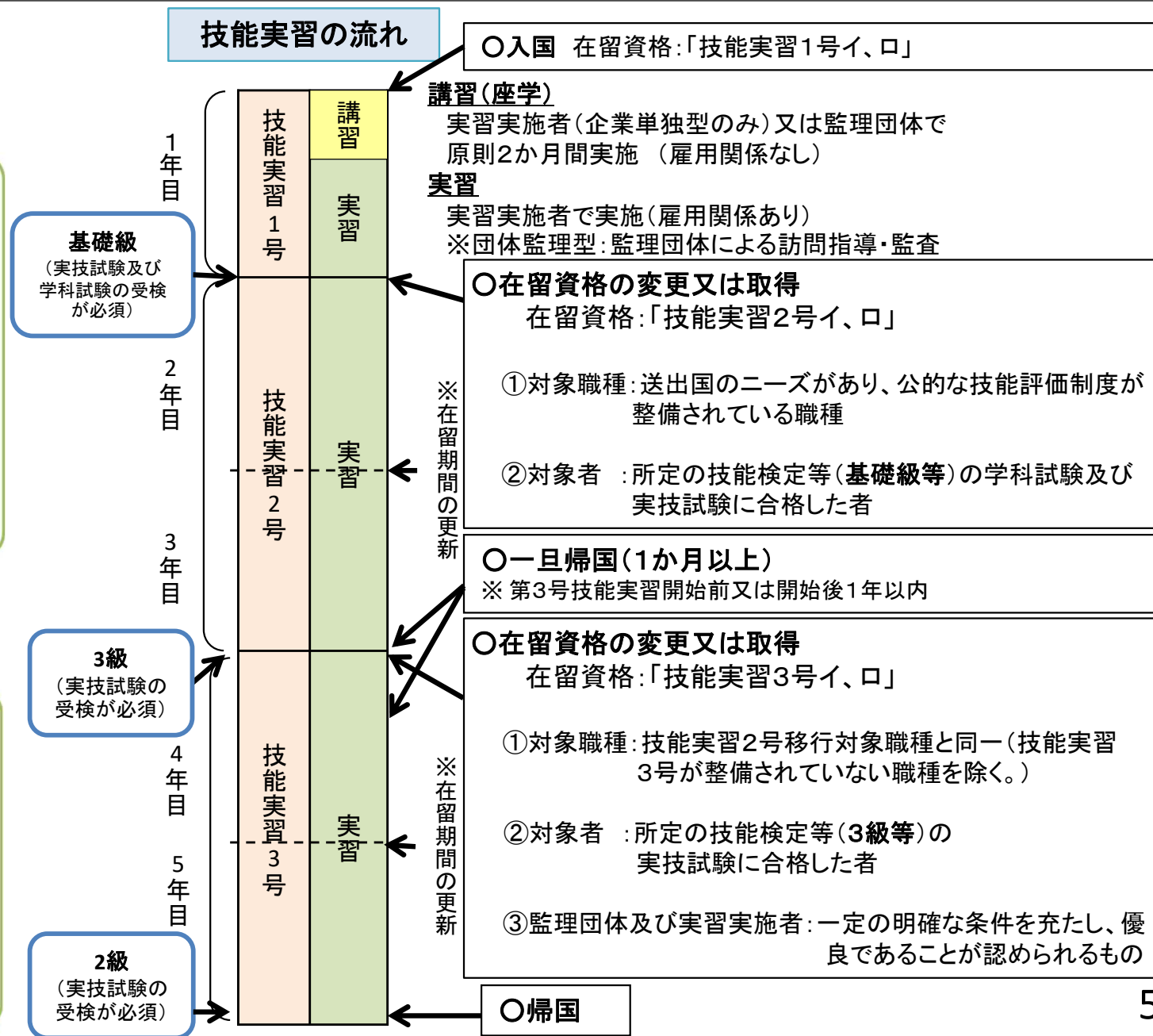


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

**講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

**実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)  
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国